平成２２年（フ）第６８号
茨城県取手市宮和田1181番地８
債務者　杉田　征代（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
茨城県守谷市百合ケ丘２丁目2755番地
債務者　飯塚かおり
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
茨城県龍ケ崎市佐貫町740番地　アクティ佐貫６棟102号室
債務者　開原　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
茨城県取手市白山６丁目24番７号
債務者　入村　直樹
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目７番地１　トキワハイツ佐貫201号室
債務者　石井　雅春
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
群馬県桐生市新里町野４番地12
債務者　阿部　直彦
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２５号
群馬県桐生市新里町野４番地12
債務者　阿部　弘子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第４４号
長野県岡谷市長地梨久保１丁目５番21号
債務者　原　　伴恵
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４４号
兵庫県豊岡市戸牧1110番地の23
債務者　竹中　聖一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
長崎県長崎市水の浦町６番５号
債務者　森下　俊明
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
大分県別府市大字鶴見4035番地の７
債務者　荒金　良一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２０２号
大分県別府市大字亀川1217番地の１
債務者　原田　優喜
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２３号
山形県新庄市末広町２番26号
債務者　佐藤　美恵
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１８８号
岐阜県美濃市泉町1876、住民票上の住所岐阜県可児郡御嵩町御嵩952番地24
債務者　井戸　健二
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１９４号
岐阜市鏡島1900番地５　小野アパート203号室
債務者　小林　　淳
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１９８号
岐阜市領下５丁目15番地
債務者　吉野　敦子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２１０号
岐阜県関市迫間台２丁目１番15号
債務者　水上ゆかり
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
岐阜地方裁判所